

## 第5章 施策の基本方針と具体的取組

### 1. 男女共同参画に向けた取組の一層の推進



#### 指標

| 目標指標                                         | 現状値                                | 目標値<br>(R12年度)       | 参考・比較指標、<br>備考                                     |
|----------------------------------------------|------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------|
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない府民の割合                 | 71.4%<br>(R6 年)                    | 82%                  | 府民意識調査                                             |
| 男性の育児休業取得者の割合                                | 14.1%<br>(R5 年度)                   | 雇用均等基本調査<br>全国平均を上回る | 市町村ニーズ調査<br>【雇用均等基本調査】<br>全国平均:40.5%<br>(R6 年度)    |
| 6歳未満の子どもを持つ夫の<br>育児・家事関連時間                   | 102分/日<br>(R3 年)                   | 140分                 | 社会生活基本調査<br>(全国平均:114分/日)                          |
| 女性活躍推進法に基づく推進<br>計画の策定市町村数                   | 42市町<br>(R7 年度)                    | 全市町村                 | —                                                  |
| ドーンセンターの認知度                                  | 36.6%<br>(R6 年)                    | 45%                  | 府民意識調査                                             |
| 大阪府(知事部局等)における<br>男性職員の育児休業取得率<br>(2週間以上の取得) | (参考値※)<br>62.4%(R6 年度)<br>(1日以上取得) | 85%以上                | 大阪府特定事業主<br>行動計画                                   |
| 大阪府(府立学校)における<br>男性教職員の育児休業取得率<br>(2週間以上の取得) | 56.9%<br>(R6 年度)                   | 85%以上                | 次世代育成支援対策法に<br>基づく大阪府教育委員会<br>特定事業主行動計画<br>(府立学校編) |

| 参考指標                              | 現状値                               | 参考・比較指標、備考              |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 男女の地位の平等感                         | 16.2%<br>(R6 年)                   | 府民意識調査                  |
| 「男女共同参画社会」という用語の認知度               | 66.2%<br>(R6 年)                   | 府民意識調査                  |
| 小中学校及び府立学校における男女平等教育<br>指導事例集の活用率 | 小学校:79.7%<br>中学校:71.2%<br>(R6 年度) | 人権教育ヒアリング<br>(市町村)      |
| 男性相談の実施市町村数                       | 11 市<br>(R7.4.1)                  | —                       |
| 大阪で働く外国人労働者数                      | 208,051 人<br>(R7.10 末時点)          | 厚生労働省「外国人雇用状況」<br>の届出状況 |

## (1) あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進

### 基本的な考え方

府民意識調査の結果でも明らかなように、固定的性別役割分担意識は解消しつつあるものの、依然として残っていることがわかります。男女共同参画に向けた取組を一層推進するためには、子どもから大人に至るまであらゆる世代や分野、立場の人々に対し、固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画に対する理解を深めるための取組が求められます。

### 基本的方向性 Ⅰ (1) ①

#### 職場、学校教育、政治など、あらゆる分野における男女共同参画に向けた意識啓発

府民意識調査の結果によると、職場の中で男女が平等であると思う人の割合は前回調査から改善しているものの、社会全体としては男女が平等であると感じている人の割合は低下しており、引き続き、社会全体での男女共同参画の推進が必要であることがわかります。このため、これまで取り組んできた、職場や学校教育の場などに加えて、「男性が担うもの」という意識が根強い政治分野なども身近なものとして捉え、あらゆる分野において男女共同参画が進むよう、意識啓発等の取組が求められます。また、府民意識調査の結果においては、「男は仕事、女は家庭」(固定的性別役割分担意識)という考え方が残っていることがわかるため、全ての人に対して「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」の解消に向けた取組を進める必要があります。

令和7年に開催された大阪・関西万博では、SDGs 達成や SDGs+beyond に向けた様々な取組やプログラムなどの実施により、ジェンダー平等への意識改革や行動変容をめざす様々な方策や取組などが展開され、来場者が未来社会を体感する場となりました。こうした万博のレガシーを継承し、男女共同参画・女性活躍が進むよう意識改革に向けた更なる取組を進めることが重要です。

一方で、男性を取り巻く社会経済状況の変化の中で、生きづらさを抱える男性は少なくありません。性別役割分担意識の解消等によって、男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりが求められます。

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、府民の豊かな生活の基礎となるものです。地域の活動に多様な住民の参画を促進し、地域における男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

## 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                      | 担当・関連部局        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>ア 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実</b>                                                                                                                          |                |
| <p>➤ 男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めるため、府内市町村の男女共同参画に携わる職員、学校教職員、企業人事担当者、府民等を対象に、人材育成研修、啓発講座やセミナーを実施します。研修テーマについては、今日的課題や社会情勢を反映した研修や講座となるよう努めます。</p>                | 府民文化部          |
| <p>➤ 男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間、OSAKA 女性活躍推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間等の多様な機会を通じて、市町村や企業、NPO 等との連携による啓発活動を行います。また、先駆的な取組の顕彰や、様々な分野で活躍する女性の紹介など、工夫をこらし効果的な啓発活動を行います。</p> | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 企業経営者など組織の指導的な立場にある層に対し、重点的に啓発を行います。啓発を行うにあたっては、行政、経済団体、企業、大学など産学官のオール大阪で取り組むことで啓発効果が高まることが期待できることから、OSAKA 女性活躍推進会議のような組織を活用し、更なる連携や協力を努めます。</p>      | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など、男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、府民を対象にしたセミナー等を実施します。</p>                                                                     | 府民文化部          |
| <b>イ 男性における男女共同参画への意識改革</b>                                                                                                                                |                |
| <p>➤ 男性が気軽に相談できる窓口を整備し、相談対応を通じて、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図ることにより、男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりに努めます。</p>                                                  | 府民文化部          |
| <p>➤ 男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が家事・育児等へ主体的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村へ支援や働きかけを行います。</p>             | 府民文化部<br>福祉部   |
| <p>➤ 育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例の紹介などにより、男性の育児・介護、地域活動等への参画を促進します。</p>                                                                                    | 府民文化部          |
| <p>➤ 「家族の構成員が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、育児体験教育を実施し、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進します。</p>                                                               | 教育庁            |

|                                                                                                        |                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <b>ウ 地域における男女共同参画の推進</b>                                                                               |                                         |
| ➤ 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援します。                                                 | 府民文化部                                   |
| ➤ 防犯活動、防災活動、子育て支援活動等の地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう支援します。                                               | 政策企画部<br>府民文化部<br>福祉部<br>府警本部           |
| ➤ 府内市町村に対し、女性活躍推進法第 6 条に基づき、「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定・改定を支援するとともに、必要な助言を行います。              | 府民文化部                                   |
| <b>エ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進</b>                                                                           |                                         |
| ➤ 国連の動きなど国際社会における男女平等に関する情報や、女性を巡る課題について、情報を収集し、男女共同参画分野で活動する団体や府民等に情報提供します。                           | 府民文化部                                   |
| ➤ 外国人が安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、日常生活の様々な場面での諸課題に対応できるよう、相談体制、日本語教育、職場環境の整備、医療提供体制、緊急時の情報発信など、総合的な対応の充実を図ります。 | 政策企画部<br>府民文化部<br>商工労働部<br>健康医療部<br>教育庁 |
| ➤ 府内公立学校に在籍する帰国・渡日の子どもたちや、その保護者に対して、進路や学校生活に関する様々な情報を提供します。                                            | 教育庁                                     |

## 基本的方向性 Ⅰ (1) ② 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

固定的性別役割分担意識の解消や男女平等観を形成するためには、子どもの頃からの教育が大きな役割を果たします。そのため、子どもの発達段階に応じた教育や意識啓発のための取組を継続することが必要です。学校現場における教職員とのかかわり、そして、家庭における保護者とのかかわり等は、子どもの意識形成や行動に大きな影響を与えることに留意して取組を進めることが求められます。府は、庁内関係部局間の連携を強化して、子どもの意識形成に重要な役割を果たす学校教育現場等において、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を進める必要があります。また、子どもたち自身が、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、主体的に学び、考え、行動できるよう、自己選択・自己決定できる力を育てていくことも重要です。

さらに、子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの能力を発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、性別役割分担意識にとらわれず、成長の各段階で、個性や適性に応じた自分らしい生き方、進路を選択する力を育むキャリア教育を引き続き実施する必要があります。

また、性の多様性について、性的マイノリティの子どもへの存在にも配慮し、教育の場においても性的指向及び性自認(SOGI)の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認による差別のない学校づくりに向けた取組が求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                          | 担当・関連部局    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>ア 幼児期までの子どもの教育・保育環境における意識啓発の推進</b>                                                                                                                                                                          |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していくために、幼稚園・保育所等の教員・保育士等に対して、「アンコンシャス・バイアス」に気づき、男女共同参画について理解を深めるための取組を推進します。</li> </ul>                                                      | 府民文化部      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・幼保連携型認定こども園新規採用教員研修、幼児教育人権研修、幼児教育アドバイザー育成研修において男女共同参画の視点を取り入れた研修を行い、就学前の教育環境における男女共同参画の推進に取り組みます。とりわけ、保育内容により性別役割意識を助長することのないように働きかけを行います。</li> </ul>               | 福祉部<br>教育庁 |
| <b>イ 男女共同参画を進める教育・学習の推進</b>                                                                                                                                                                                    |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>学校での教科や総合的な学習(探究)の時間に係る指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進するとともに、固定的性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢・態度を育みます。</li> </ul> | 教育庁        |

|                                                                                                                                                                                                                        |                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <p>➤ 子どもの将来の進路への関心や理解を深め、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの能力を発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれず、各成長の段階で、個性や適性に応じた自分らしい生き方、進路を選択する力を育むため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的なキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。</p> | 府民文化部<br>教育庁          |
| <p>➤ 生徒・学生などを対象に、女性のライフイベント時の対応方法等を含めた「働き方・生き方」について理解を深めてもらうとともに、就業への意欲を高めてもらうためのセミナーや、結婚、妊娠、出産、子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する事例を知るセミナー等を開催します。</p>                                                                     | 府民文化部<br>福祉部          |
| <p>➤ 学校において、授業中はもちろんのこと、教育活動の様々な部分において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによって、教職員が無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うとともに、男女共同参画について教職員自身の正しい理解が深まるように、協議を取り入れるなど主体的に学べるよう、教職員研修の工夫・改善・充実を図ります。</p>                        | 府民文化部<br>教育庁          |
| <p>➤ SNS 等の普及によって、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、発信・受信も容易となっている現状に対応していくとともに、子どもが健全に育つため、学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシー向上の取組を進めます。</p>                                                                            | 府民文化部<br>福祉部<br>教育庁 等 |
| <p>➤ 性的マイノリティの子どもへの存在にも配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。</p>                                                                                                                     | 教育庁                   |
| <p>➤ 学校において、自らの意見を持ち、自ら考え判断し、他者と協働しながら行動していく、主権者として求められる力を育成する教育の充実を図ります。</p>                                                                                                                                          | 教育庁                   |
| <b>ウ 家庭・地域等と連携した取組の推進</b>                                                                                                                                                                                              |                       |
| <p>➤ 子どもの進路選択に当たって大きな影響を与えと考えられる保護者等に対し、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を行います。</p>                                                                                                                                       | 府民文化部<br>教育庁          |
| <p>➤ 学校の教育活動について、家庭、地域社会に対して積極的に情報提供を行うとともに、地域社会の人材・能力を効果的に活用するなど学校、家庭、地域社会との連携を進めます。</p>                                                                                                                              | 教育庁                   |
| <p>➤ 学校と家庭や地域社会との懸け橋となる PTA の指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修を行い、PTA 活動における男女共同参画をさらに促進します。</p>                                                                                                                                | 教育庁                   |



|                                                                       |            |
|-----------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>➤ 社会教育行政職員を対象に男女共同参画についての啓発を行い、女性の様々な分野への参画を促す講座を企画するよう働きかけます。</p> | <p>教育庁</p> |
|-----------------------------------------------------------------------|------------|



## 基本的方向性 Ⅰ (Ⅰ) ③ 男女共同参画の理解を深める表現の推進

府民意識調査の結果によると、メディアにおける性・暴力表現に関して、配慮不足等を感じている人は増加しています。メディアによる情報は人々の価値観や意識の形成に多大な影響を与えることや、SNS 等により情報が広く、瞬時に拡散されることに引き続き留意し、女性の人権を軽視した表現や性別役割分担意識を助長する表現は使用しないように努める必要があります。府は、情報発信をする際には、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                    | 担当・関連部局 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>➤ 府が行う広報・出版は府民向けに広く情報発信されるため、社会に与える影響が大きいことや、SNS 等の普及により情報が幅広く、瞬時に拡散されることに留意し、広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」の積極的な活用を推進します。</p> | 府民文化部   |
| <p>➤ メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、表現の自由を十分尊重しながら男女共同参画に関する自主的な取組が進むよう、情報提供を行います。</p>                                                                         | 府民文化部   |
| <p>➤ SNS を含むメディアを通じたわいせつ情報に対して、関係法令の適用による取締りを進めます。</p>                                                                                                   | 警察本部    |

## (2) 男女共同参画センターの機能強化

### 基本的な考え方

令和7年6月に改正された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と法的に位置づけられ、地方公共団体には、そのための体制を確保するよう努力することが求められることとなりました。府における男女共同参画推進の拠点施設である大阪府男女共同参画・青少年センター(以下「ドーンセンター」という。)の担う役割は重要であることから、多様な主体との連携を図るとともに、人材育成や関係機関とのネットワークの強化、利用者層の拡大などの機能強化が求められます。

### 基本的方向性 Ⅰ (2) ① 地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営

ドーンセンターにおいては、引き続き社会構造や時代の変化に伴い、多様化した地域・社会のニーズに応じた研修の実施や広報・啓発活動のほか、男女共同参画に関する情報収集・整理、提供、統計や調査の分析など、男女共同参画社会の形成に関する府民の理解を深めるための取組を行うことが必要です。また、男女共同参画施策の推進拠点としてあらゆる人が利用しやすい存在であることをめざし、センターを知らない男性や若年層などの利用を促進するための取組が求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                   | 担当・関連部局        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ➤ 男女別の影響やニーズの違いなど男女の性差を客観的に把握するため、各種統計・調査は、性別データを把握・分析し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む(ジェンダー視点の主流化)際の基礎資料とします。   | 府民文化部<br>全部局   |
| ➤ 男女共同参画社会の形成に資するため、府民意識調査その他の各種調査を実施するとともに、経済団体等と連携し、女性の就業状況や性別役割分担意識等の分析など、男女共同参画や女性活躍にかかる調査・研究を進めます。 | 府民文化部<br>商工労働部 |
| ➤ 統計や調査・研究の結果を、講座の開催や各種媒体による提供を通じて、広く府民に還元します。また、ドーンセンターなどにおいて、国や関係機関が実施している男女共同参画にかかわる各種情報を収集、提供します。   | 府民文化部<br>全部局   |
| ➤ 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など、男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、府民を対象にしたセミナー等を実施します。(再掲)                    | 府民文化部          |

|                                                                                                   |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>➤ 幅広い住民に施策・事業を展開できるよう配慮するとともに、ドーンセンターの目的や業務内容について、より多くの住民に知ってもらえるよう十分な周知・広報を行い、利用を促進に努めます。</p> | <p>府民文化部</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|

## 基本的方向性 Ⅰ (2) ② 関係機関等との協働

広報啓発や講座、研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開できるよう、令和 8 年 4 月 1 日に発足する独立行政法人男女共同参画機構や市町村の男女共同参画センター等の関係機関との連携・協働を一層進め、推進拠点としての機能強化に向けた取組を進めることが求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                 | 担当・関連部局 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ➤ 改正男女共同参画基本法を踏まえ、国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するなど、独立行政法人男女共同参画機構と連携しながらセンターの機能強化を図ります。 | 府民文化部   |
| ➤ 男女共同参画に関する研修、情報提供、相談、啓発等の充実・強化を図るため、市町村、市町村の男女共同参画センター、女性団体、NPO、大学など多様な主体との連携、協働に取り組めます。            | 府民文化部   |
| ➤ 男女共同参画にかかわる様々な問題に取り組んでいる団体・グループ、NPO 等の活動が活性化するよう、情報提供をはじめ、情報交換や活動の拠点となる場や機会を提供するなど、その活動を支援します。      | 府民文化部   |

## 2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



### 指標

| 目標指標                              | 現状値               | 目標値<br>(R12 年度)                   | 参考・比較指標、<br>備考                               |
|-----------------------------------|-------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 審議会等委員における女性委員の<br>登用率            | 32.9%<br>(R7 年)   | 40%以上 60%以下                       | —                                            |
| 大阪府(知事部局等)職員の課長級<br>以上に占める女性職員の割合 | 14.4%<br>(R7 年度)  | 令和 8 年 3 月策定の<br>行動計画における<br>目標値  | 大阪府における女性職員の<br>活躍の推進に関する特定事<br>業主行動計画(2026) |
| 大阪府(公立学校)教職員の教頭<br>以上に占める女性教員の割合  | 24.6%<br>(R7 年度)  | 令和 8 年 3 月策定の<br>行動計画における<br>目標値  | 公立学校における<br>特定事業主行動計画                        |
| 管理的職業従事者に占める女性の<br>割合※            | 19.1%<br>(R6 年)   | 30%                               | 労働力調査<br>全国平均 16.3%<br>(R6 年)                |
| 女性消防団員数の割合                        | 3.38%<br>(R7.4.1) | 全国の消防団員数に<br>占める女性消防団員<br>数の割合と同等 | 総務省消防庁<br>「消防団の組織概要調査」<br>全国平均: 4.03%        |

※「労働力調査」における就業者のうち「管理的職業従事者」に占める女性の割合とする。

大阪府男女参画・府民協働課で労働力調査(令和 6 年年平均)をもとに算出。

| 参考指標                                       | 現状値                                            | 参考・比較指標、備考                                                                     |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ドーンセンター情報ライブラリーにおける<br>人材情報データベースの年間新規登録者数 | 12 件<br>(R6 年度)                                | —                                                                              |
| 大阪府(知事部局等)職員の主査級以上に<br>占める女性職員の割合          | 29.2%<br>(R7.4.1)                              | 大阪府における女性職員の活躍の<br>推進に関する特定事業主行動計画<br>(2026)                                   |
| 警察官に占める女性警察官の割合                            | 12.3%<br>(R7.4.1)                              | 大阪府警察における<br>ワークライフバランス等取組計画                                                   |
| 自治会長に占める女性の割合                              | 18.8%<br>(R6.7.1)                              | 地方公共団体における<br>男女共同参画社会の形成又は<br>女性に関する施策の推進状況                                   |
| 府内大学の理学分野、工学分野の女性割合                        | 理学分野:21.3%<br>工学分野:16.1%<br>(R7 年)             | 大阪の学校統計                                                                        |
| 地方議会における女性議員の割合                            | 府議会:16.7%<br>市議会:25.1%<br>町村議会:31.8%<br>(R6 年) | 地方公共団体の議会の議員及び<br>長の所属等派別人員調等<br>(都道府県議会:14.6%)<br>(市議会:20.3%)<br>(町村議会:14.1%) |

## (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 基本的な考え方

世界経済フォーラムが令和 7 年に発表したジェンダー・ギャップ指数によると、日本は 148 か国中 118 位と依然として低い順位であり、特に「政治」(125 位)と「経済」(112 位)の分野において指数が低くなっています。依然として順位が低い理由として、「政治参加」における女性閣僚の減少などの影響や、「経済参加」における管理職や政府高官に占める女性比率の低さ、同一労働に対する賃金格差などが挙げられています。男女の人権が尊重され、持続可能で多様性に富んだ社会を築くために、あらゆる分野において女性の参画をより一層拡大する必要があります。

### 基本的方向性 2 (1) ① 府審議会、府職員・教員等における女性の参画・登用促進

府は、民間企業や大学等との連携、女性人材の発掘による人材情報データベースの活用などにより、審議会等委員への女性登用の推進に向けて引き続き取り組む必要があります。

府の職員における女性管理職比率を高めるためには、引き続き、管理職等への理解促進や、研修等の場で女性管理職に経験を語ってもらう等の女性職員の昇任意欲醸成に資する取組が必要です。また、教職員の管理職への登用についても、目標を定め、引き続き計画的に進める必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                       | 担当・関連部局             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <b>ア 審議会等委員への女性の参画促進</b>                                                                                                                                                    |                     |
| ➤ 令和 12 年までに、審議会等委員における女性委員の登用割合を 4 割以上 6 割以下(男女いずれか一方の委員が 4 割未満としない状態)にするために登用の促進を図るとともに、登用の取組状況について定期的に公表します。また、大阪府の行政委員会委員への女性登用に努めます。あわせて、審議会等委員への女性の登用を進めるための取組を検討します。 | 総務部<br>府民文化部<br>全部局 |
| ➤ 経済団体や大学等と連携して、各分野で活躍する女性人材の情報について、人材情報データベースの登録データの更なる充実に向けて取り組みます。併せて本サービスを広く周知し、活用促進を図ります。                                                                              | 府民文化部               |
| ➤ 府内市町村における審議会等委員への女性登用促進のため、市町村における政策決定過程への女性の参画状況を調査するとともに、女性登用が促進されるよう、市町村に対し支援を行います。                                                                                    | 府民文化部               |



| イ 大阪府職員・教員等における女性の登用促進                                                                                                                                                        |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>➤ 大阪府(知事部局等)における女性職員の登用については、女性活躍推進法に基づき、「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、研修の実施などによる昇任意欲向上や育児休業等からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成のほか、管理職等の意識改革に取り組むとともに登用状況等を定期的に公表します。</p> | 総務部  |
| <p>➤ 大阪府公立学校における女性教員の登用促進を図るため、女性活躍推進法に基づき、「公立学校における特定事業主行動計画」を策定し、女性教員の管理職への登用について目標を定め、人材の育成や登用を計画的に進めるとともに、登用状況等を定期的に公表します。あわせて、管理職等の意識改革に取り組めます。</p>                      | 教育庁  |
| <p>➤ 大阪府警察では、女性活躍推進法に基づき、「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定し、各職階への女性の登用を含め、女性警察職員の総合的な人材活用をめざした幅広い人事施策を進めるとともに、登用状況等を定期的に公表します。</p>                                         | 府警本部 |

## 基本的方向性 2 (1) ② 企業等における女性の登用促進

女性のキャリア形成や登用促進を進めるためには、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発、とりわけ男性の意識改革に向けた取組が必要です。企業においては、管理職を含む職場全体の理解促進、リーダーシップの発揮や昇進を視野に入れた人材の育成・配置や、社内研修等を行うことが求められます。府は、女性活躍の推進に積極的に取り組む企業の情報を収集、発信するとともに、セミナー等の場において、企業の経営者層等の意識啓発や、多様なロールモデルの提示等を行う必要があります。啓発を行うにあたっては、「OSAKA 女性活躍推進会議」のような産学官等による組織を活用し、オール大阪で取り組むなど、啓発効果をより高める工夫が必要です。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                             | 担当・関連部局        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>➤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定にあたっては、改正関係法を踏まえ女性の健康支援に資する取組を盛り込むとともに、改正女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異及び女性管理職比率などの情報公表について、国機関と連携しながら、対象となる企業に対して、計画の策定等に向けた呼びかけ、支援を行います。</p>                                                                    | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 企業等において、女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、大学や経済団体等と連携して女性の登用状況等を把握し、今後の女性の活躍促進に向けた方向性を検討するとともに、男女共同参画を進めることが今後の成長、さらには社会経済の活性化に繋がるということを経営者層に周知します。</p>                                                                                  | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 女性のキャリア形成の障壁ともなっている、職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向け、例えば男性の意識改革に向けた啓発等を行うなど、職業生活における女性の活躍推進を促します。</p>                                                                                                         | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントや、いわゆる就活セクハラなどの予防・事後対応の徹底など近年の男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法の改正を踏まえた企業におけるハラスメント防止の取組が進むよう、ハラスメント防止のための指針等を、事業主、労働者等へ周知するとともに、課題解決型の研修を実施します。また、ハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対して啓発に取り組みます。</p> | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 女性の管理職登用を促進するため、オール大阪で「女性の働く機運」を盛り上げます。OSAKA 女性活躍推進会議を中心に経済団体、大学等との協働により、女性がその能力を十分に発揮し活躍できる大阪に向けて経営者等の意識啓発、情報発信等の啓発活動を充実・強化します。</p>                                                                                         | 府民文化部<br>商工労働部 |

|                                                                                                                                                                                                                            |                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>➤ ロールモデルのいない働く女性に多様なロールモデルとの交流機会を提供することで、モチベーションアップや離職防止につなげるとともに、自社内におけるロールモデルの育成を図ります。</p>                                                                                                                            | 府民文化部          |
| <p>➤ 働く場における男女共同参画や女性活躍推進に意欲的に取り組む企業等を顕彰し、企業等における取組事例を集積・発信することにより、企業等における女性の登用促進に向けた取組の拡大を図ります。</p>                                                                                                                       | 府民文化部          |
| <p>➤ 女性が出産・育児等によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、人材育成や能力開発等の取組促進に向けた啓発や情報提供を行います。</p>                                                                                                                                               | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 人材育成プログラム(しごとカプログラム)等を活用し、管理職候補となる女性人材の育成、中核人材の育成、非正規社員の正社員化に向けたスキルアップ等を行い女性の採用、登用につなげます。</p>                                                                                                                         | 商工労働部          |
| <p>➤ 産学官等で構成する OSAKA 女性活躍推進会議を軸とし、構成団体や庁内関係部局と連携し、企業の管理職や人事担当者を対象にした女性人材育成セミナー等を開催します。</p>                                                                                                                                 | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 子どもの将来の進路への関心や理解を深め、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの能力を発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれず、各成長の段階で、個性や適性に応じた自分らしい生き方、進路を選択する力を育むため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的なキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。(再掲)</p> | 府民文化部<br>教育庁   |
| <p>➤ 生徒・学生などを対象に、女性のライフイベント時の対応方法等を含めた「働き方・生き方」について理解を深めてもらうとともに、就業への意欲を高めてもらうためのセミナーや、結婚、妊娠、出産、子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する事例を知るセミナー等を開催します。(再掲)</p>                                                                     | 府民文化部<br>福祉部   |

## 基本的方向性 2 (1) ③ 防災・復興分野における女性の参画促進

近年の震災・災害経験を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上や、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画促進・拡大が不可欠です。府は、引き続き自主防災組織等における女性リーダーの育成や、男女共同参画の視点からの事前の備え、避難所運営、被災者支援等の取組を強化する必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                 | 担当・関連部局               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大阪府地域防災計画、避難所運営マニュアル作成指針及び復興計画策定において、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮することを位置付け、市町村の計画改正やマニュアル作成の支援・促進を含め、府及び市町村において女性の視点を取り入れた対策を進めます。</li> </ul> | 政策企画部<br>大阪都市計画局      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消防団の認知度向上や女性消防団員活動の周知・啓発等に取り組み、消防団への女性の入団を促進します。</li> </ul>                                                                                  | 政策企画部                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自主防災組織リーダー育成研修において、女性の視点を取り入れた講演を行うなど、女性の参画を促進します。</li> </ul>                                                                                | 政策企画部                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自治会、NPO など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。</li> </ul>                                                                               | 府民文化部                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平時において実施しているドーンセンターの相談事業のほか、DV 相談、性犯罪・性暴力に関する相談事業等を災害時にも継続して実施できるよう、体制の整備に努めます。</li> </ul>                                                   | 政策企画部<br>府民文化部<br>福祉部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時においては、男女共同参画の視点から、大阪府庁内関係部局及び市町村との連絡調整や情報共有を行います。</li> </ul>                                                                              | 府民文化部                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全で安心できる住みよいまちづくりを進めるため、まちづくりにかかわる方針決定の場への女性の参画を促進します。</li> </ul>                                                                            | 都市整備部<br>大阪都市計画局      |

## (2) 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた人材育成

### 基本的な考え方

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、男性と比べて女性の参画が進んでいない分野において、将来、指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組が求められます。また、女性自身が方針の立案・決定の場へ参画する力を身に付けていく「育成」の視点が不可欠です。

### 基本的方向性 2 (2) ① 女性起業家の育成・支援

女性起業家が少ないことから、新たに起業を志す女性にとってのロールモデルの不足や、起業に必要な情報獲得のためのネットワーク参画などが難しいといった課題があります。府においても、民間の支援団体等の関係機関と連携しながら、女性起業家の育成・支援を図っていくことが求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                          | 担当・関連部局        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ➤ 総合就業支援拠点 OSAKA しごとフィールドにおいて、女性が働くにあたっての様々な悩みに対応している府内の各相談機関とネットワークを形成し、女性の就業、創業・起業等を支援するワンストップ相談を行います。また、女性が働き、働き続けるために必要な力の養成や、職場体験等を通じた企業とのマッチングなど、女性の安定就職へ向けた支援や定着支援を行い、更なる女性の活躍につなげます。                                   | 商工労働部          |
| ➤ ビジネスプランコンテスト等を通じた有望創業者の発掘、補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫した伴走型支援を組み合わせることにより、創業者の着実な成長を支援するとともに、創業に必要な情報提供を行います。                                                                                                                   | 商工労働部          |
| ➤ 女性が農業経営と地域農業に主体的に参画できる農村社会の形成を図るため、女性農業者の起業活動等を支援するとともに、就農済みの女性農業者に対しては、女性の意識改革や活躍促進につながるセミナーへの参加を促すなど取組を進めます。                                                                                                               | 環境農林水産部        |
| ➤ セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントや、いわゆる就活セクハラなどの予防・事後対応の徹底など近年の男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法の改正を踏まえた企業におけるハラスメント防止の取組が進むよう、ハラスメント防止のための指針等を、事業主、労働者等へ周知するとともに、課題解決型の研修を実施します。また、ハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対して啓発に取り組みます。(再掲) | 府民文化部<br>商工労働部 |

## 基本的方向性 2 (2) ② デジタル分野、理工系分野等の女性人材育成

大学において理工系に学ぶ女性の比率は男性を大きく下回っており、女性研究者・技術者を増やすためには、学生が主体的に自らのキャリア形成について考えることに対する意識と機会の創出が重要になります。また、デジタル分野や理工系分野に限らず、女性の増加が望まれる政治分野や、法曹分野などを含め様々な職業への関心・理解を深めるとともに、性別役割分担意識にとらわれることなく、個性や適性に応じた進路選択につながるような取組が必要です。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当・関連部局      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>ア デジタル分野、理工系分野、その他女性の増加が望まれる分野の女性人材育成</b>                                                                                                                                                                                                                          |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デジタルスキルなど、就業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施します。また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」のうち、女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に、女性優先枠を設けます。</li> </ul>                                                       | 商工労働部        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総合就業支援拠点 OSAKA しごとフィールドにおいて、女性が働くにあたっての様々な悩みに対応している府内の各相談機関とネットワークを形成し、女性の就業、創業・起業等を支援するワンストップ相談を行います。また、女性が働き、働き続けるために必要な力の養成や、職場体験等を通じた企業とのマッチングなど、女性の安定就職へ向けた支援や定着支援を行い、更なる女性の活躍につなげます。(再掲)</li> </ul>                    | 商工労働部        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの将来の進路への関心や理解を深め、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの能力を発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれず、各成長の段階で、個性や適性に応じた自分らしい生き方、進路を選択する力を育むため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的なキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。(再掲)</li> </ul> | 府民文化部<br>教育庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、府内大学等と連携するなど理工系分野での先輩女性の活躍を紹介するロールモデルの情報提供を行います。</li> </ul>                                                                                                                                           | 府民文化部        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大阪の成長を支える「製造」「運輸」「建設」「インバウンド関連」の 4 分野を中心に女性の就職を推進するため、しごと体験や企業との交流会等を実施するとともに、これら企業における人材確保と離職防止のため、職場環境の改善と魅力発信力の向上に資する取組を支援します。</li> </ul>                                                                                 | 商工労働部        |

|                                                                                                                   |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ➤ 女性医師等の離職防止や定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を進めます。                                                                       | 健康医療部 |
| ➤ 学校において、自らの意見を持ち、自ら考え判断し、他者と協働しながら行動していく、主権者として求められる力を育成する教育の充実を図ります。(再掲)                                        | 教育庁   |
| ➤ 女性の政治参画に関する情報を提供するなど、政治を身近に感じ、政治分野への関心促進に資する取組を行います。                                                            | 府民文化部 |
| <b>イ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保</b>                                                                                    |       |
| ➤ 府民の学習機会の充実を図るため、男女共同参画関連施設などにおける講座について、性別や年齢などにかかわらず、だれもが参加しやすいように配慮します。                                        | 府民文化部 |
| ➤ 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけるため、相談事業を実施するとともに、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する、生涯にわたる学習機会の充実や情報提供に努めます。 | 府民文化部 |
| ➤ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努めます。                                             | 府民文化部 |
| ➤ ドーンセンター情報ライブラリーを運営し、女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行います。                     | 府民文化部 |
| ➤ 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など、男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、府民を対象にしたセミナー等を実施します。(再掲)                              | 府民文化部 |



### 3. 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり



#### 指標

| 目標指標                                               | 現状値                                   | 目標値<br>(R12 年度)      | 参考・比較指標、<br>備考                                     |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------|
| 「以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている」と思う府民の割合                 | 79.5%<br>(R6 年)                       | 85%                  | 府民意識調査                                             |
| 女性の就業率                                             | 年平均 53.5%<br>(R6 年)                   | 全国平均を上回る             | 労働力調査(年平均)<br>全国平均 54.2%<br>(R6 年)                 |
| 男性の育児休業取得者の割合<br>(再掲)                              | 14.1%<br>(R5 年度)                      | 雇用均等基本調査<br>全国平均を上回る | 市町村ニーズ調査<br>(雇用均等基本調査)<br>全国平均:40.5%<br>(R6 年度)    |
| 6 歳未満の子どもを持つ夫の<br>育児・家事<br>関連時間(再掲)                | 102 分/日<br>(R3 年)                     | 140 分                | 社会生活基本調査<br>(全国平均:114 分/日)                         |
| 「男女いきいき・元気宣言」<br>事業者制度への<br>登録企業事業者数               | 781 者<br>(R6 年度)                      | 1,080 者              | —                                                  |
| 大阪府(知事部局等)における<br>男性職員の育児休業取得率<br>(2 週間以上の取得) (再掲) | (参考値※)<br>62.4%(R6 年度)<br>(1 日以上での取得) | 85%以上                | 大阪府特定事業主行動計画                                       |
| 大阪府(府立学校)における<br>男性教職員の育児休業取得率<br>(2 週間以上の取得) (再掲) | 56.9%<br>(R6 年度)                      | 85%以上                | 次世代育成支援対策法に基<br>づく大阪府教育委員会<br>特定事業主行動計画<br>(府立学校編) |



| 参考指標                              | 現状値                          | 参考・比較指標、備考                               |
|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------------------|
| 女性の正規職員・従業員の割合                    | 年平均 46.1%<br>(R6 年)          | 全国平均:47.3%<br>労働力調査(年平均)                 |
| 男性相談の実施市町村数                       | 11 市<br>(R7.4.1)             | —                                        |
| 企業における男性と女性の所定内給与額の格差<br>(男性=100) | 75.8%<br>(R6 年)              | 賃金構造基本調査                                 |
| 職場における男女の平等感                      | 29.6%<br>(R6 年)              | 府民意識調査                                   |
| 週労働時間 60 時間以上の就業者の割合※             | 男性:7.7%<br>女性:1.7%<br>(R6 年) | 全国平均<br>男性:7.3%<br>女性:1.9%<br>労働力調査(年平均) |
| 職場のいじめ・職場の人間関係・セクハラに関する<br>労働相談件数 | 3,006 件<br>(R6 年度)           | 大阪府労働相談統計年報                              |
| 保育所等利用待機児童数                       | 194 人<br>(R7 年)              | —                                        |
| 認定こども園の数                          | 911 か所<br>(R7 年)             | —                                        |
| 地域子育て支援拠点事業の実施か所数                 | 474 か所<br>(R6 年)             | —                                        |
| 「男女いきいきプラス」への認証事業者数               | 163 者<br>(R6 年)              | —                                        |

※大阪府男女参画・府民協働課で労働力調査(令和 6 年年平均)をもとに算出。

## (1) 職業生活における活躍支援

### 基本的な考え方

社会全体で女性活躍を推進する機運が高まっています。女性が不安なく働き続けるためには、女性の健康上の特性に留意して、様々なライフステージに応じた就業支援や多様な就業を可能にする環境整備が必要です。

令和7年6月には女性活躍の推進を一層強化し継続するため、女性活躍推進法の有効期限が令和18年3月31日まで10年間延長されました。引き続き女性活躍推進法に基づく集中的かつ重点的な取組を推進し、性別を問わず、職業生活と家庭生活の双方において活躍できる社会の実現をめざします。

### 基本的方向性 3 (1) ① 女性の就業促進

女性の就業促進に関しては、就職・再就職を希望する女性や、子どもを産み育てながら働きたい女性など、多様な働き方、生き方があることを踏まえ、女性や若者にとって魅力ある職場環境の整備や、雇用促進等に向けて、企業への支援や啓発を行うことも必要です。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                            | 担当・関連部局        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>ア 女性の就業支援</b>                                                                                                                                                                                 |                |
| ➤ OSAKA 女性活躍推進事業の一環として、就職説明会、働く女性応援セミナー、ワンストップ相談会等の開催等により女性の就業を支援します。                                                                                                                            | 府民文化部<br>商工労働部 |
| ➤ 総合就業支援拠点 OSAKA しごとフィールドにおいて、女性が働くにあたっての様々な悩みに対応している府内の各相談機関とネットワークを形成し、女性の就業、創業・起業等を支援するワンストップ相談を行います。また、女性が働き、働き続けるために必要な力の養成や、職場体験等を通じた企業とのマッチングなど、女性の安定就職へ向けた支援や定着支援を行い、更なる女性の活躍につなげます。(再掲) | 商工労働部          |
| ➤ 具体的な就職活動をしていない女性を中心に、セミナーやインフルエンサー等によるトークイベント、しごと体験等を実施することで就業意欲を喚起します。                                                                                                                        | 商工労働部          |

|                                                                                                                                                                                     |                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <p>➤ デジタルスキルなど、就業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施します。また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」のうち、女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に、女性優先枠を設けます。(再掲)</p>            | 商工労働部                   |
| <p>➤ 大阪の成長を支える「製造」「運輸」「建設」「インバウンド関連」の4分野を中心に女性の就職を推進するため、しごと体験や企業との交流会等を実施するとともに、これら企業における人材確保と離職防止のため、職場環境の改善と魅力発信力の向上に資する取組を支援します。(再掲)</p>                                        | 商工労働部                   |
| <p>➤ 女性が農業経営と地域農業に主体的に参画できる農村社会の形成を図るため、女性農業者の起業活動等を支援するとともに、就農済みの女性農業者に対しては、女性の意識改革や活躍促進につながるセミナーへの参加を促すなど取組を進めます。(再掲)</p>                                                         | 環境農林水産部                 |
| <p>➤ OSAKA しごとフィールドにおいて、出産・育児のために、一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、一時保育サービスの提供、職業訓練、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。</p>                                              | 商工労働部                   |
| <b>イ 官民連携による機運の醸成・啓発</b>                                                                                                                                                            |                         |
| <p>➤ 行政と経済団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、OSAKA 女性活躍推進会議を通じ、啓発イベントやセミナー等を通じて、機運醸成や意識改革に取り組みます。</p>                                                                        | 政策企画部<br>府民文化部<br>商工労働部 |
| <p>➤ 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国の総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、「男女共同参画等に関連する調査・広報・研究開発」、「女性が重要な対象者である広報」などの委託契約等について、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式を活用する場合、男女共同参画、ワークライフバランス等に関する評価項目の設定に努めます。</p> | 府民文化部                   |
| <p>➤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定にあたっては、改正関係法を踏まえ女性の健康支援に資する取組を盛り込むとともに、改正女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異及び女性管理職比率などの情報公表について、国機関と連携しながら、対象となる企業に対して、計画の策定等に向けた呼びかけ、支援を行います。(再掲)</p>                  | 府民文化部<br>商工労働部          |
| <p>➤ 女性活躍推進法の趣旨、理念について、経営者向けセミナーやホームページへの情報掲載等、様々な機会を通じて啓発に努めます。</p>                                                                                                                | 府民文化部                   |

## 基本的方向性 3 (1) ② 職業訓練等の促進

女性の就業促進に関しては、働くことに対して抱えている知識や能力への不安を解消するため、また、働き続けるために職業訓練等を通じたスキルアップなど各人のニーズに応じた支援の提供が求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                   | 担当・関連部局 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>➤ 総合就業支援拠点 OSAKA しごとフィールドにおいて、女性が働くにあたっての様々な悩みに対応している府内の各相談機関とネットワークを形成し、女性の就業、創業・起業等を支援するワンストップ相談を行います。また、女性が働き、働き続けるために必要な力の養成や、職場体験等を通じた企業とのマッチングなど、女性の安定就職へ向けた支援や定着支援を行い、更なる女性の活躍につなげます。(再掲)</p> | 商工労働部   |
| <p>➤ デジタルスキルなど、就業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門学校等で職業訓練を実施します。また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」のうち、女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に、女性優先枠を設けます。(再掲)</p>                               | 商工労働部   |
| <p>➤ OSAKA しごとフィールドにおいて、出産・育児のために、一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、一時保育サービスの提供、職業訓練、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。(再掲)</p>                                                              | 商工労働部   |

## (2) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進

### 基本的な考え方

全ての人が持てる能力を十分に発揮し、やりがいや充実感を感じながら働き続けるためには、企業等における多様な柔軟な働き方の推進や働きやすい職場づくりへの取組が求められます。また、子育て世代の男女に対して、仕事と子育ての両立ができるよう子育て環境についての支援も求められます。

今後、高齢化がさらに進展すると、家族の介護をしながら就業する者、いわゆる「ワーキングケアラー」が増えていくことが見込まれます。また、晩婚化に伴い、働き盛りの世代において育児と介護の両方を担う「ダブルケアラー」が増える可能性があります。女性を含めた全ての人が着実にキャリアを形成できるようにする観点からも、介護を理由に離職することなく、仕事と介護の両立が可能となるよう環境整備を推進する必要があります。

### 基本的方向性 3 (2) ① 男女雇用機会均等の更なる推進

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別の解消や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得による不利益な取扱いの根絶に向けて、府は、引き続き企業や労働者に対する労働関係法制度の周知や、教育の場における啓発を図る必要があります。併せて、男女労働者の同一報酬に関する条約(ILO 第 100 号条約)や労働基準法の趣旨を踏まえ、企業等は男女間の賃金格差の解消に向けた取組を推進する必要があります。

併せて、パートタイム・有期雇用労働法等による、同一労働同一賃金など、非正規雇用労働者の処遇改善について、府は引き続き企業等へ周知・啓発等の働きかけを行う必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                              | 担当・関連部局               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ➤ 男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行います。                                       | 府民文化部<br>商工労働部<br>教育庁 |
| ➤ 女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。 | 商工労働部                 |
| ➤ 府内事業所における労働者の労働環境を調査することにより、その実態把握に努めます。                                                                                                         | 商工労働部                 |

|                                                                                                                                                              |                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <p>➤ 府内大学の学生、府内高等学校等の教諭・生徒に対して、労働契約、労働条件、ハラスメント防止等の労働関係法令の基本的な考え方や労働問題に係る留意点に関する研修に講師を派遣します。また、府立学校等に対しては、ワークルールに関する啓発冊子を配布し、その趣旨の周知を図ります。</p>               | <p>商工労働部<br/>教育庁</p>   |
| <p>➤ 府民が抱える労働条件のほか、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントや、いわゆる就活セクハラなどに係る疑問、悩みに対し、電話、面談、オンライン等により情報提供やアドバイス等を行うとともに、個別労使紛争に対し、調整・あっせんにより解決を支援します。</p> | <p>商工労働部</p>           |
| <p>➤ フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ「パートタイム・有期雇用労働法」等を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。</p>                              | <p>商工労働部<br/>府民文化部</p> |

## 基本的方向性 3 (2) ② 多様で柔軟な働き方の推進

家事・育児や介護との両立、また、妊娠・出産や不妊治療、性差に基づく健康課題など、就業に際してさまざまな制約を受ける人が増えています。また、コロナ禍から平時へ移行し、経済活動が活発化する中で、多様で柔軟な働き方が定着しつつあります。府は、こうした状況を踏まえ、長時間労働の是正や両立支援など、全ての人が働きやすい職場環境の整備や気運の醸成に向け、企業等への周知や啓発などの取組が必要です。また、府職員に対しても、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進など、ワークライフバランスの実現に向けた取組を進める必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当・関連部局        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>ア 長時間労働の是正とワークライフバランスの推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革関連法や改正労働施策総合推進法の施行に伴い、整備すべき労働環境の諸条件が複雑化していることを踏まえ、労働相談センターにおいて、中小企業に対し労働環境改善に向けたアドバイスや他の専門機関の紹介などの支援を実施します。</li> </ul>                                                                                                                | 商工労働部          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>主に中小企業を対象に「働き方改革」の気運醸成や、法制度の周知を図るため、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」(11月)において大阪労働局をはじめとする関係機関と連携し、周知啓発を行います。</li> </ul>                                                                                                                           | 商工労働部          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康の保持増進の観点から、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮、メンタルヘルス対策などについて、広報・啓発を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                              | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>経済団体や労働組合等と連携して中小企業も含め府内企業に対して、ワークライフバランスの必要性を周知するとともに、働き続けやすい職場環境づくりの取組がより一層推進されるよう、仕事と子育ての両立支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める意欲のある企業の取組を応援します。また、男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰することで、先進的な取組を進める事例に関する情報を提供するなど、その取組を支援します。</li> </ul> | 府民文化部<br>商工労働部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者が男女共に仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、総労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実や子育て・介護・健康課題等との両立に向けた制度の定着促進、非正規雇用労働者の待遇改善など、企業等に対して働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。</li> </ul>                                                 | 府民文化部<br>商工労働部 |



|                                                                                                                                                                                      |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <p>➤ 医療現場など、長時間労働等の厳しい就労環境にある職場において、仕事と生活の調和の実現に向けた取組が促進されるよう、就労環境の改善等に向けた先進的な取組を情報提供するとともに、働き方改革に向けた啓発等を行います。</p>                                                                   | 健康医療部            |
| <b>イ 多様で柔軟な働き方の実現</b>                                                                                                                                                                |                  |
| <p>➤ 労働相談センターにおいては、国と連携し、企業がテレワークを導入するにあたって、労務管理等のソフト面から環境整備等のハード面、テレワークで働く労働者の不安や孤独感の解消といったメンタル面まで、総合的にサポートしていきます。</p>                                                              | 商工労働部            |
| <p>➤ 農業従業者の実態把握や仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、仕事と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の普及や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。また、商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度の在り方の検討を注視していきます。</p> | 環境農林水産部<br>府民文化部 |
| <p>➤ 改正労働施策総合推進法の施行に伴い、仕事と治療が両立しやすい職場環境の整備について、企業等に対して啓発を行います。</p>                                                                                                                   | 商工労働部            |
| <b>ウ 府における柔軟な働き方の推進</b>                                                                                                                                                              |                  |
| <p>➤ 大阪府及び大阪府教育庁では、職員の仕事と生活の調和を実現するため、フレックスタイム制度の利用促進やテレワークの推進など、柔軟な働き方のさらなる浸透を図ります。</p>                                                                                             | 総務部<br>教育庁       |
| <p>➤ 大阪府及び大阪府教育庁では、仕事と治療の両立を支援する取り組みを推進します。</p>                                                                                                                                      | 総務部<br>教育庁       |
| <p>➤ 大阪府警察では、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定し、時間外勤務の縮減や休暇の取得促進等といった働き方改革、職員が子育て又は介護をしながら活躍できる職場づくりを推進します。</p>                                         | 府警本部             |



### 基本的方向性 3 (2) ③ 仕事と育児を両立できる環境づくり

子育て中の男女が安心して仕事と子育てを両立できるようにするには、企業の理解促進や労働環境の整備とあわせて、子育て環境の充実・支援が重要です。府は、多様な保育サービスの推進、保育人材の確保や質の向上、待機児童の解消など、「大阪府子ども計画」に基づく施策をさらに推進していく必要があります。

#### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                                                     | 担当・関連部局                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <b>ア 子育てと仕事が両立できる環境整備の促進</b>                                                                                                                                                                                                                              |                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業経営者、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、男女共に仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した企業等の先進的な取組や、トップがイクボスの場合やイクボスの育成等に先進的に取り組む企業の取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。</li> </ul>                                          | 府民文化部<br>商工労働部              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保育所等の整備、認定こども園への移行促進、延長保育事業や病児保育事業など多様な保育サービスの推進など地域の子ども・子育て支援のための市町村の取組や幼稚園における預かり保育事業等の受け皿整備を支援することにより、待機児童の解消のほか、子育てと仕事が両立できる環境整備に向けた取組を進めます。</li> </ul>                                                      | 福祉部<br>教育庁                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営等放課後等の子どもの居場所づくりの充実を図る市町村の取組を支援します。</li> </ul>                                                                                                              | 福祉部                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもの優先入所を促進します。</li> </ul>                                                                                                                                           | 福祉部                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保育の担い手となる人材を確保するため、新規資格取得や、保育所等で就労していない保育士(潜在保育士)への再就職等に対する支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                                   | 福祉部                         |
| <b>イ 地域における子育て支援策の充実</b>                                                                                                                                                                                                                                  |                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、福祉、保健・医療、教育、警察等の専門機関が、実践研修の実施等に努め、地域の関係機関と連携、協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。また、子ども家庭センター、保健所・市町村保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの各機関と、府民に身近な NPO、ボランティアが連携し、地域で気軽に相談できる多様な相談窓口の整備を進めます。</li> </ul> | 福祉部<br>健康医療部<br>教育庁<br>府警本部 |

|                                                                                                                                                                    |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ➤ 新子育て支援交付金を活用し、市町村が創意工夫を凝らし、住民ニーズに沿った施策を展開できるよう支援を行います。                                                                                                           | 福祉部          |
| ➤ 保育所、幼稚園、認定こども園において、地域の子育て支援センターの機能を活用し、子育て支援や、保護者同士あるいは世代を超えた交流の場づくり・機会づくりを推進します。                                                                                | 福祉部          |
| ➤ 子ども家庭センターが市町村と連携し、孤立しがちな家庭、専門的な支援を要する家庭等の見守り・支援を行います。                                                                                                            | 福祉部          |
| ➤ 学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。                                                                                                          | 福祉部          |
| ➤ 「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。                                                                                                                 | 福祉部          |
| ➤ 子育てに必要な情報提供や相談などの支援やサービスが受けられる場所を増やします。                                                                                                                          | 福祉部          |
| ➤ 外出先で授乳やおむつ替えをすることができるスペースなどの情報を提供するなど、子育て世帯が安心して外出できるための環境整備を行います。                                                                                               | 福祉部<br>都市整備部 |
| ➤ 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備・改修を進めるとともに、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。                                                                                                         | 都市整備部        |
| <b>ウ 府における仕事と育児を両立できる環境づくり</b>                                                                                                                                     |              |
| ➤ 大阪府及び大阪府教育庁では、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、女性の健康上の特性に配慮するとともに、子育て中の職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、時間外勤務の縮減とともに、年次休暇の取得を促進して、仕事と子育ての両立を図ります。 | 総務部<br>教育庁   |

## 基本的方向性 3 (2) ④ ハラスメント対策の推進

令和 6 年度大阪府労働相談統計年報によると、令和 2 年度以降、「職場のいじめ」「職場の人間関係」が上位となっていることから、職場におけるハラスメント対策の推進が必要であることがわかります。また、近年増加しているカスタマーハラスメントへの対策の必要性も高まっています。令和 7 年 6 月には、女性活躍推進法などの改正により、ハラスメント対策の強化や啓発を行うことが定められました。府は、全ての人にとって働きやすい環境整備に向け、各種ハラスメントを防止するための対策等について、府民及び企業等への啓発や支援などの取組を進める必要があります。また、府職員についても、ハラスメント防止のための啓発などのほか、カスタマーハラスメントへの対策に取り組み、働きやすい職場環境づくりを進めることが重要です。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                                 | 担当・関連部局             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>➤ セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントや、いわゆる就活セクハラなどの予防・事後対応の徹底など近年の男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法の改正を踏まえた企業におけるハラスメント防止の取組が進むよう、ハラスメント防止のための指針等を、事業主、労働者等へ周知するとともに、課題解決型の研修を実施します。また、ハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対して啓発に取り組みます。(再掲)</p> | 府民文化部<br>商工労働部      |
| <p>➤ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等に対する認識と理解を深めるため、企業等に対する啓発を強化し、併せて事業主と労働者を対象とした労働相談を行うとともに、個別労使紛争に対し、調整・あっせんにより解決を支援します。</p>                                                                       | 商工労働部               |
| <p>➤ パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントやカスタマーハラスメントに対する認識と理解を深めるため、広く府民に対して啓発を行います。</p>                                                                                                                       | 府民文化部               |
| <p>➤ 大阪府及び大阪府教育庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントについて、「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、これらハラスメントのない風通しの良い職場環境づくりに向けた取組を進めます。また、カスタマーハラスメントについても、必要な取組を実施します。</p>                                                         | 総務部<br>府民文化部<br>教育庁 |
| <p>➤ 府立学校では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントについて、「教職員間の職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」等に基づき、非常勤職員を含むすべての教職員に対して、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めます。</p>                                                                               | 教育庁                 |

|                                                                                                                |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>➤ 大阪府警察では、職員がその持てる能力を十分に発揮することができるような良好な勤務環境を構築するため、ハラスメントに関する教養の実施、相談窓口の設置など、ハラスメントの防止及び排除に向けた取組を行います。</p> | <p>府警本部</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|

### (3) 男性の家事、育児・介護への主体的参画の促進

#### 基本的な考え方

男性の家事、育児・介護への参画は進んでいるものの、職場の人員配置に余裕がないことや、休暇が取りにくいことなど、様々な阻害要因により、依然として男性の家事、育児等への参画は低水準にあります。男性が家事・育児等に主体的に取り組むことは、女性の就業継続に資するのみならず、男性自身の家庭や個人の生活等の充実につながると考えられるため、企業等は男性が積極的に育児休業等を取得できる環境づくりに取り組む必要があります。

#### 基本的方向性 3 (3) ① 育児休業・介護休業の取得促進等

女性が働き、また、働き続けるためには、男性の家事、育児・介護への積極的な参画が不可欠です。男女ともに働きやすい職場環境づくりや、育児休業・介護休業の取得促進等について、府は、企業等への周知や啓発に努めるとともに、意識改革に向けた一層の取組を進める必要があります。また、府の男性職員に対しても、意識改革や育児休業の取得促進、介護のための休暇制度の周知等を通して、積極的な家事、育児・介護への参画を促進していくことが求められます。

#### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当・関連部局        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ➤ 企業経営者、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、男女共に仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した企業等の先進的な取組や、トップがイクボスの場合やイクボスの育成等に先進的に取り組む企業の取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。(再掲)                                                                                             | 府民文化部<br>商工労働部 |
| ➤ 大阪府及び大阪府教育庁では、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、男性職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、年次休暇の取得促進、時間外勤務の縮減とともに、フレックスタイム制度の利用促進やテレワークの推進など、柔軟な働き方のさらなる浸透により、職員の仕事と子育ての両立を図ります。加えて、介護を必要とする状況に至ったことの申出があったときは、介護にかかる休暇制度等の取得意向を確認することで、仕事と介護の両立を図ります。 | 総務部<br>教育庁     |
| ➤ 大阪府警察では女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定し、出産・子育てに係る休暇、介護のための休暇等の制度の周知徹底及び意識改革、勤務環境の整備等、職員が子育て又は介護をしながら活躍できる職場づくりを推進します。                                                                                                         | 府警本部           |

## 基本的方向性 3 (3) ② 男性の家事、育児・介護への主体的な参画

男性にも女性にも残る「日常の家事は女性の役割である」「育児、介護は女性が担う方がよい」といった固定的性別役割分担意識が、働き方、暮らし方の意識の変革を阻害していることを踏まえ、その解消のための取組が求められます。また、男性が育休を取っても育児に参加しない「取るだけ育休」といった言葉に象徴されるような課題にも留意して、男性が実質的な家事、育児等に主体的に参画できるような取組を進める必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                 | 担当・関連部局        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ➤ 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など、男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、府民を対象にしたセミナー等を実施します。(再掲)                                                                                                  | 府民文化部          |
| ➤ 男性が気軽に相談できる窓口を整備し、相談対応を通じて、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図ることにより、男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりに努めます。(再掲)                                                                                | 府民文化部          |
| ➤ 男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が家事・育児等へ主体的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村へ支援や働きかけを行います。(再掲)                                           | 府民文化部<br>福祉部   |
| ➤ 育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例の紹介などにより、男性の育児・介護、地域活動等への参画を促進します。(再掲)                                                                                                                  | 府民文化部          |
| ➤ 「家族の構成員が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、育児体験教育を実施し、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進します。(再掲)                                                                                             | 教育庁            |
| ➤ 労働者が男女共に仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、総労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実や子育て・介護・健康課題等との両立に向けた制度の定着促進、非正規雇用労働者の待遇改善など、企業等に対して働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。(再掲) | 府民文化部<br>商工労働部 |



## 4. 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備



### 指標

| 目標指標                                                                                                                               | 現状値                                 | 目標値<br>(R12年度)       | 参考・比較指標、<br>備考                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 配偶者、パートナー間における次の<br>行為を暴力として認識する府民の割合<br>①「平手で打つ」<br>②「友達や身内とのメールをチェック<br>したり、付き合いを制限したりする」<br>③「自由にお金を使わせない、生活費<br>を渡さない、借金を強要する」 | ①82.8%<br>②66.5%<br>③80.5%<br>(R6年) | ①95%<br>②85%<br>③90% | 府民意識調査                              |
| DV被害を相談しなかった人の割合                                                                                                                   | 51.3%<br>(R6年)                      | 30%以下                | 府民意識調査                              |
| 配偶者暴力相談支援センター※の認知度                                                                                                                 | 39.1%<br>(R6年)                      | 50%                  | 府民意識調査                              |
| 市町村における<br>配偶者暴力相談支援センター数                                                                                                          | 8カ所<br>(R6年度)                       | 10カ所                 | —                                   |
| 女性の就業率(再掲)                                                                                                                         | 年平均 53.5%<br>(R6年)                  | 全国平均を上回る             | 労働力調査(年平均)<br>全国平均 54.2%<br>(R6年)   |
| ひとり親家庭の親等に対する<br>就業支援講習会受講者の資格取得率                                                                                                  | 44.1%<br>(R5年度)                     | 50%以上                | 大阪府ひとり親家庭等<br>自立促進計画                |
| 乳がん検診受診率                                                                                                                           | 42.2%<br>(R4年)                      | 50%                  | 大阪府がん対策<br>推進計画                     |
| 子宮頸がん検診受診率                                                                                                                         | 39.9%<br>(R4年)                      | 50%                  | 大阪府がん対策<br>推進計画                     |
| 特定健康診査実施率                                                                                                                          | 54.8%<br>(R5年)                      | 70%以上                | 厚生労働省<br>「特定健康診査・特定保健指<br>導に関するデータ」 |
| 自殺死亡者数                                                                                                                             | 1,279人<br>(R6年)                     | 府内の自殺者数の<br>減少傾向の維持  | 大阪府自殺対策計画                           |

※配偶者暴力相談支援センター…被害者支援の中心的な役割を担う機関。都道府県が設置する女性相談支援センター又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う。

| 参考指標                      | 現状値                                     | 参考・比較指標、備考                                        |
|---------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数 | 7,783 件<br>(R6 年)                       | —                                                 |
| 性犯罪の発生状況                  | 不同意性交等:400 件<br>不同意わいせつ:850 件<br>(R7 年) | —                                                 |
| ストーカー相談件数                 | 1,694 件<br>(R7 年)                       | —                                                 |
| 大阪府における児童虐待対応件数           | 15,561 件<br>(R6 年)                      | —                                                 |
| 男性相談の実施市町村数(再掲)           | 11 市<br>(R7.4.1)                        | —                                                 |
| 女性の正規職員・従業員の割合(再掲)        | 年平均 46.1%<br>(R6 年)                     | 全国平均:47.3%<br>労働力調査(年平均)                          |
| ひとり親等の就業機会創出のための支援実施市町数   | 12 市町<br>(R6 年度)                        | ひとり親家庭等自立促進計画                                     |
| 障がい者実雇用率                  | 2.45%<br>(R7 年)                         | 障害者雇用状況の集計結果                                      |
| 大阪で働く外国人労働者数(再掲)          | 208,051 人<br>(R7 年)                     | 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況                               |
| 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率         | 96.1%<br>(R6 年度)                        | —                                                 |
| 健康寿命(日常生活に制限のない期間)        | 男性:71.77 歳<br>女性:74.95 歳<br>(R4 年)      | 厚生労働省「令和 6 年 12 月 24 日第 4 回健康日本 21(第三次)推進専門委員会資料」 |



## (1) あらゆる暴力をなくすための意識啓発及び支援体制の充実・強化

### 基本的な考え方

暴力は、心身を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる許しがたい人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。現行プラン策定後、DV や性犯罪・性暴力などの暴力根絶に向けては、DV 防止法や性犯罪に係る刑法の改正、そして「こども性暴力防止法」の成立などの大きな動きがありました。あらゆる暴力をなくすためには、暴力の防止啓発と被害者の支援に取り組む必要があります。

### 基本的方向性 4 (1) ① 女性に対する暴力の根絶に向けた更なる啓発

府においては、DV や性犯罪・性暴力をはじめとする、あらゆる暴力をなくすために、より一層の取組が求められます。特に、女性に対する暴力については、背景に、性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題があると考えられており、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題となっています。府は、女性に対する暴力の根絶に向け、更なる啓発に取り組む必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                | 担当・関連部局                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ➤ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、シンボルとなるパープルリボンの啓発等によるDV 防止啓発キャンペーンを行うなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発活動等を推進します。 | 府民文化部<br>福祉部                                  |
| ➤ 暴力の被害者にも加害者にもならないよう、リーフレット等の啓発資材の活用を促進するとともに、各種相談窓口の認知度向上に努めます。                                    | 府民文化部                                         |
| ➤ 暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、暴力を予防・防止するための啓発や教育に努めます。                                            | 府民文化部<br>教育庁                                  |
| ➤ 性犯罪やDV の防止、被害者の救済等を担う行政、教育、司法、医療など関係者への啓発等を行います。                                                   | 政策企画部<br>府民文化部<br>福祉部<br>健康医療部<br>教育庁<br>府警本部 |

## 基本的方向性 4 (1) ② 青少年の性被害の未然防止

令和7年中の性犯罪の発生状況をみると、性犯罪被害者のうち学生が占める割合は、不同意性交と不同意わいせつにおいて全体の4割を超えています。府においては、必要な広報啓発を行うほか、子ども・青少年を性犯罪から守るための教育を充実するなど、被害を未然に防止するための取組が必要です。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                  | 担当・関連部局     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>府内公立小中学校に対して、子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者、傍観者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用促進のための周知を行います。</li> </ul>                                      | 教育庁         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や団体等と連携し、青少年のネット・リテラシーを高める取組を総合的に実施するとともに、青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、青少年健全育成条例を適切に運用します。</li> </ul>                                              | 福祉部         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有する「フィルタリングソフト」、「フィルタリングサービス」の普及・啓発を通じて、高度化した情報通信技術を用いた青少年の健全な成長を阻害する有害情報に接することを防ぐ取組を進めます。</li> </ul> | 福祉部<br>府警本部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>こども性暴力防止法の趣旨を踏まえ、こどもたちを性暴力から守るための取組について関係事業者等に周知を進めます。学校現場においては、過去に性暴力を行った者が再び教壇に立つことのないよう、教職員の採用において国が整備したデータベースの活用を徹底します。</li> </ul>          | 福祉部<br>教育庁  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員等による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメントや性暴力等を防止するため、管理職をはじめとした教職員等の研修の充実のほか、児童・生徒のための相談体制の整備や周知に取り組みます。</li> </ul>                                         | 教育庁         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図るとともに、被害防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行います。</li> </ul>                      | 府警本部        |

## 基本的方向性 4 (1) ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の強化

DV やデートDV を防止するため、子どもや外国人を含むあらゆる人への啓発や、性別にかかわらず、被害を受けた人がためらうことなく相談し、必要な支援が受けられるよう、支援体制の充実・強化が必要不可欠です。府は、配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対して設置を働きかけるとともに、市町村における DV 被害者支援の充実・強化を図っていくことを求めるなど、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、諸施策を推進する必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                      | 担当・関連部局                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <b>ア 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の強化</b>                                                                                                                                            |                               |
| ➤ 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、相談、保護から被害者の自立支援等までの包括的かつ切れ目のない被害者支援を実施するため、各種施策の充実を図ります。                                                                          | 府民文化部<br>福祉部                  |
| ➤ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、加害者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。                         | 府警本部                          |
| ➤ 府内市町村に対し、女性相談窓口における女性相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置等について、助言等の支援を行い、相談しやすい環境整備に取り組みます。                                                                                           | 福祉部                           |
| ➤ 女性弁護士による法律問題に関する面接相談を行うことにより、DV 被害、性暴力被害に苦しむ女性を支援します。                                                                                                                    | 府民文化部                         |
| ➤ DV を発見しやすい立場にある医療関係者や教職員向けの DV 被害者対応マニュアルの活用促進に向けた取組を実施します。                                                                                                              | 府民文化部                         |
| ➤ 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」等を運営し、府庁内の関係部局間及び市町村も含めた関係機関の連携強化を図ります                                                                                                          | 府民文化部<br>福祉部                  |
| ➤ 配偶者等からの暴力について、関係する施設をはじめ、保健・福祉・医療・警察、NPO・地域住民など幅広い関係者による取組を推進するための連携体制を充実します。また、関係する機関が連携し、相談体制の充実やその周知等の取組を効果的に推進するとともに、関係機関の職員や教員等に対する研修の充実を図り、支援人材の養成や支援の質の向上に取り組みます。 | 府民文化部<br>福祉部<br>健康医療部<br>府警本部 |

|                                                                                                                                                 |                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ➤ シェルターの運営等に取り組む NPO 等の民間団体と緊密な連携を図り、多様化する支援ニーズに協働して対応します。                                                                                      | 府民文化部<br>福祉部                         |
| ➤ 男性被害者等に対する必要な配慮や支援が図られるよう、相談体制等の充実に努めます。                                                                                                      | 府民文化部<br>福祉部                         |
| ➤ 交際相手からの暴力(デートDV)を防ぐため、教育機関と連携し、若年層を対象に、男女間の対等な関係の構築を含めた DV 防止啓発セミナー等の取組を行います。                                                                 | 府民文化部                                |
| ➤ 若年者がデート DV の被害者・加害者とならないよう、防止啓発 DVD・指導用手引きの活用を促進するとともに、若年層を対象に作成したリーフレットを活用し、デート DV の防止啓発に努めるとともに、相談窓口の認知度向上に取り組めます。                          | 府民文化部                                |
| <b>イ 児童虐待を取り扱う機関との連携</b>                                                                                                                        |                                      |
| ➤ 配偶者等からの暴力がその子どもにも深刻な影響を及ぼすことに鑑み、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校、医療機関等の関係機関の連携協力を推進するとともに、関係者の資質向上を図り、DV 家庭における児童虐待への対応と、DV 被害者への適切な支援を実施します。 | 福祉部<br>健康医療部<br>教育庁<br>府警本部          |
| ➤ DV と児童虐待は密接に関連しており、子どもに深刻な影響を長期的に与えることから、児童虐待の防止と女性に対する暴力の根絶に向けて、関係部局が連携して対策に取り組むほか、府民への啓発等を行います。                                             | 府民文化部<br>福祉部<br>健康医療部<br>教育庁<br>府警本部 |

## 基本的方向性 4 (1) ④ 性犯罪・性暴力被害者等の支援の充実

性犯罪・性暴力に対しても、性別にかかわらず、被害を受けた人がためらうことなく相談し、必要な支援が受けられるよう、支援体制の充実・強化が必要不可欠です。府は、性犯罪・性暴力犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを核として、支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、ストーカー事案は、被害者の生活の平穏を害するとともに事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあります。ストーカー行為等の規制に関する法律等に基づき被害者の安全確保を最優先にした措置を講じるとともに、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                              | 担当・関連部局       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <b>ア 性犯罪への対策の推進</b>                                                                                                |               |
| ➤ 性別にかかわらず性犯罪を防止するための環境作りを推進し、性犯罪を起こさせない社会づくりのための広報啓発や被害防止のための情報発信などを行います。                                         | 府警本部          |
| ➤ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(通称「ウィズユーおおさか」)を核に、協力医療機関との性暴力被害者支援ネットワークを構築し、性別にかかわらず被害の潜在化・深刻化の防止及び被害者の適切な支援に取り組みます。 | 政策企画部<br>府警本部 |
| ➤ 凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等に鑑み、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図ります。                                                      | 府警本部          |
| ➤ 性別にかかわらず、被害者が相談や被害申告をしやすい環境の整備等、性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進します。                                                           | 府警本部          |
| ➤ 被害者支援にかかわる機関、団体等が連携し、被害者が被害直後から総合的な支援を継続的に受けることができる支援体制の充実を図ります。                                                 | 府警本部          |
| ➤ 被害者の心情に配慮した事情聴取やカウンセリングの実施等による精神的ケアの充実等、被害者の精神的負担の軽減に努めます。                                                       | 府警本部          |
| ➤ 府内公立小中学校に対して、子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者、傍観者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用促進のための周知を行います。(再掲)              | 教育庁           |

|                                                                                                                                                        |                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <p>➤ 関係機関や団体等と連携し、青少年のネット・リテラシーを高める取組を総合的に実施するとともに、青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、青少年健全育成条例を適切に運用します。(再掲)</p>                                                   | 福祉部                                                    |
| <p>➤ 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を実施するとともに、加害者に対する再犯防止のための取組を進めます。</p>                             | 政策企画部                                                  |
| <p>➤ 児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図るとともに、被害防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行います。</p>                               | 府警本部                                                   |
| <b>イ 売買春・人身取引への対策の推進</b>                                                                                                                               |                                                        |
| <p>➤ 売買春や人身取引による女性や児童の被害を未然に防ぐため、啓発活動の推進や取締りの強化を図るとともに、被害者の保護が必要な場合には、女性相談センターにおいて適切に保護や自立に向けた支援を行うなど、売買春や人身取引の防止に向けた取組を推進します。</p>                     | 福祉部<br>府警本部                                            |
| <p>➤ 児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図るとともに、被害防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行います。(再掲)</p>                           | 府警本部                                                   |
| <b>ウ ストーカー行為等への対策の推進</b>                                                                                                                               |                                                        |
| <p>➤ ストーカー規制法の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、行為者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。</p>                  | 府警本部                                                   |
| <p>➤ ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が 24 時間対応で相談に応じます。</p>                                                                                                 | 府警本部                                                   |
| <p>➤ ストーカー事案について、関係する保健・福祉・医療・警察など幅広い関係者による連携体制を構築し、相談体制の充実や、被害防止・加害者の再犯防止への取組、若年者への啓発などに取り組めます。また、関係機関の職員や教員等に対する研修の充実を図り、支援人材の養成や支援の質の向上に取り組めます。</p> | 政策企画部<br>府民文化部<br>福祉部<br>健康医療部<br>都市整備部<br>教育庁<br>府警本部 |



|                                                                                                                               |                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>➤ 府内公立私立の小中高校生や保護者などに対して、ストーカー行為等への相談・支援窓口や対処方法を伝え、正しい認識で、自らが被害者や加害者にならない、また、子どもたちがストーカー被害者や加害者にならない環境を醸成する啓発事業を推進します。</p> | <p>教育庁<br/>府警本部</p> |
| <p><b>エ セクシュアルハラスメント防止対策の推進</b></p>                                                                                           |                     |
| <p>➤ 職場におけるセクシュアルハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対する啓発を強化し、併せて事業主と労働者を対象とした労働相談を行うとともに、個別労使紛争解決に向けた調整・あっせんを行います。</p>                | <p>商工労働部</p>        |
| <p>➤ 教職員等による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメントや性暴力等を防止するため、管理職をはじめとした教職員等の研修の充実のほか、児童・生徒のための相談体制の整備や周知に取り組みます。(再掲)</p>                     | <p>教育庁</p>          |
| <p>➤ 職場、学校のほか、地域等社会のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメント防止のための取組が進められるよう啓発活動等を推進します。</p>                                                     | <p>府民文化部</p>        |



## (2) 様々な困難を抱える人々への支援強化

### 基本的な考え方

生活上の困難に直面する幅広い層の人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立ち、置かれている実情に応じた切れ目のない支援が求められます。

### 基本的方向性 4 (2) ① 困難な問題を抱える女性への支援施策の推進

女性が抱える問題は、時代の変容とともに DV 等の暴力被害と高齢、障がい、貧困等が組み合わさるなど、多様化、複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、女性が抱える様々な困難・課題が顕在化したことなどを受け、令和 6 年 4 月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。府においては、同法に基づき策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」により、相談体制の充実や女性相談支援員の配置・育成等の支援の取組を推進する必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                              | 担当・関連部局 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ➤ ひとり親家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談、児童扶養手当の支給など生活支援サービスを提供します。                                           | 福祉部     |
| ➤ 生活保護受給者や児童扶養手当受給者、就労経験のない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。                                           | 商工労働部   |
| ➤ フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ「パートタイム・有期雇用労働法」等を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。(再掲)       | 商工労働部   |
| ➤ 困難な問題を抱える女性のための相談体制の充実や、市町村等の女性相談支援員の配置・育成等のほか、自立支援に向けた取組を推進します。                                                                 | 福祉部     |
| ➤ 女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行います。また SNS 相談等の新たな相談形態への対応を含め、支援人材の養成に向けた取組を進めます。 | 府民文化部   |

|                                                                                                                                           |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>➤ 学校が福祉機関と連携して、貧困・ひとり親家庭、ヤングケアラー等の様々な生活背景を抱える児童生徒の支援をはじめ、不登校や児童虐待等の問題への対応の際に、その調整を行うスクールソーシャルワーカーを府内市町村に派遣し、問題の未然防止、早期対応・解決に寄与します。</p> | 教育庁 |
| <p>➤ 児童の養育や健康面の不安など、ひとり親家庭が生活の中で直面する様々な課題の解決を図るため、相談に応じるとともに、家計管理や子どものしつけに関する講習会を実施し、地域での生活や自立について支援を行います。</p>                            | 福祉部 |
| <p>➤ 子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理的ケア等を要する子どもへの対応、非行の背景となる経済的困難等や虐待等複雑な問題を抱える家庭との調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点を置いた支援を行います。</p>             | 福祉部 |
| <p>➤ 授業料等の教育費の助成等により子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、教育の機会均等に寄与します。</p>                                                                              | 教育庁 |

## 基本的方向性 4 (2) ②

ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人々が安心して暮らせる環境整備

高齢化の進展、単身世帯の増加などにより、幅広い層で、孤独・孤立や貧困などの生活上の困難に直面する人々が増加しており、加えて、女性は女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。府は、男女共同参画の視点からも、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)等、様々な困難を抱えている全ての人々が安心して暮らせる環境整備に取り組んでいくことが求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                       | 担当・関連部局 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <b>ア ひとり親世帯が安心して暮らせる環境整備</b>                                                                                |         |
| ➤ ひとり親家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談、児童扶養手当の支給など生活支援サービスを提供します。(再掲)                | 福祉部     |
| ➤ 生活保護受給者や児童扶養手当受給者、就労経験のない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。(再掲)                | 商工労働部   |
| ➤ 児童の養育や健康面の不安など、ひとり親家庭が生活の中で直面する様々な課題の解決を図るため、相談に応じるとともに、家計管理や子どものしつけに関する講習会を実施し、地域での生活や自立について支援を行います。(再掲) | 福祉部     |
| ➤ 放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営等放課後等の子どもの居場所づくりの充実を図る市町村の取組を支援します。(再掲)              | 福祉部     |
| ➤ 保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもの優先入所を促進します。(再掲)                                           | 福祉部     |
| ➤ 授業料等の教育費の助成等により子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに教育の機会均等に寄与します。(再掲)                                                    | 教育庁     |

| イ 高齢者が安心して暮らせる環境整備                                                                                                           |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>➤ 地域包括支援センターの機能強化、多職種連携、在宅医療と介護の連携強化、新しい総合事業の実施など、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに沿った施策を立案、推進する取組を支援します。</p>                     | 福祉部          |
| <p>➤ 認知症の人への支援を充実させるために、認知症の人に関する理解の増進、生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の方の社会参加の機会の確保など「大阪府認知症施策推進計画 2024」を踏まえた、事業を実施します。</p>             | 福祉部<br>健康医療部 |
| <p>➤ 高齢者が介護を要する状態にならないように、住民主体の通いの場、高齢者の居場所や出番づくりなどを通じ健康づくり・生きがいづくりが各市町村で推進されるよう支援します。</p>                                   | 福祉部          |
| <p>➤ 「大阪府高齢者計画 2024」に基づき、福祉・介護サービス基盤等の充実を図るとともに、介護保険事業の適正な運営が図られるよう市町村を支援します。</p>                                            | 福祉部          |
| <p>➤ 在宅医療、看護、介護に携わる人材を安定的に確保するために、基盤整備、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組みます。</p>                                                      | 福祉部<br>健康医療部 |
| <p>➤ 高齢者が生きがいを持って働くことができるよう、国等関係機関との連携や公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する助言・支援を行うなど、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。</p>                         | 商工労働部        |
| ウ 障がい者が安心して暮らせる環境整備                                                                                                          |              |
| <p>➤ 「大阪府障がい者計画」に基づき、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進、就労支援の強化、専門性の高い分野への支援の充実等を図ります。</p>                                             | 福祉部          |
| <p>➤ 障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。</p>                                                            | 福祉部          |
| <p>➤ ハートフル条例に基づく障がい者雇入れ計画等(雇用推進計画含む)の作成・達成等のサポートを行うとともに、障がい者の採用から職場定着、特例子会社の設立等の相談、各種支援策の情報提供を行うなど、障がい者雇用の促進に向けた取組を進めます。</p> | 商工労働部        |
| <p>➤ 誰もが自由に安心してでかけられるまち、そして利用しやすい施設が「あたりまえ」のこととなるように、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、多数の人が利用する施設のバリアフリー化や使いやすくする配慮を求める取組を進めていきます。</p>    | 都市整備部        |

|                                                                                                                   |                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <p>➤ 大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と、大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備等により、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。</p>              | 福祉部                                              |
| <b>エ 外国人が安心して暮らせる環境整備</b>                                                                                         |                                                  |
| <p>➤ 困難女性支援法による女性支援事業として、外国人女性を対象とした相談事業を女性相談センターで実施し、必要に応じて一時保護を実施します。</p>                                       | 福祉部                                              |
| <p>➤ 外国人女性のDV等被害者等を対象にした多言語による支援制度の説明や相談窓口紹介のためのパンフレットを作成・配布するとともに、ホームページ等を通じて、周知を図ります。</p>                       | 府民文化部                                            |
| <p>➤ 外国人が安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、日常生活の様々な場面での諸課題に対応できるよう、相談体制、日本語教育、職場環境の整備、医療提供体制、緊急時の情報発信など、総合的な対応の充実を図ります。(再掲)</p> | 政策企画部<br>府民文化部<br>商工労働部<br>健康医療部<br>都市整備部<br>教育庁 |
| <p>➤ 府内公立学校に在籍する帰国・渡日の子どもたちや、その保護者に対して、進路や学校生活に関する様々な情報を提供します。(再掲)</p>                                            | 教育庁                                              |
| <b>オ 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進</b>                                                              |                                                  |
| <p>➤ 府民に性の多様性に関する正しい知識を身につけてもらうため、関係団体等と連携し、啓発に取り組みます。また、パートナーシップ宣誓証明制度の周知を図るなど、当事者が抱える課題の解決に向けた取組を進めます。</p>      | 府民文化部                                            |
| <p>➤ 性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。(再掲)</p>             | 教育庁                                              |
| <p>➤ 性的指向及び性自認に関する侮辱的な言動はハラスメントになることを踏まえ、企業等における性的指向及び性自認に関するハラスメント防止の取組が進むよう、啓発の強化を図ります。</p>                     | 商工労働部                                            |

| カ 複合的に困難な状況に置かれている人々などへの支援                                                                                                                    |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>➤ 障がいがあること、性的マイノリティであること、在日外国人であること、部落差別(同和問題)等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意したうえで、人権尊重に配慮した施策を推進します。</p>       | 府民文化部<br>福祉部 等 |
| <p>➤ 女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合の課題解決について、市町村が身近な地域で取り組む総合的な相談事業を支援します。</p>                                                                 | 府民文化部          |
| <p>➤ 人権教育推進計画に基づき、人権教育教材の普及・開発等に努めます。</p>                                                                                                     | 府民文化部          |
| <p>➤ 男性が気軽に相談できる窓口を整備し、相談対応を通じて、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図ることにより、男性にとっても暮らしやすく、家庭や地域に参画しやすい環境づくりに努めます。(再掲)</p>                                 | 府民文化部          |
| <p>➤ 学校が福祉機関と連携して、貧困・ひとり親家庭、ヤングケアラー等の様々な生活背景を抱える児童生徒の支援をはじめ、不登校や児童虐待等の問題への対応の際に、その調整を行うスクールソーシャルワーカーを府内市町村に派遣し、問題の未然防止、早期対応・解決に寄与します。(再掲)</p> | 教育庁            |
| <p>➤ ひきこもりに関する悩みを抱える本人や家族が、身近な市町村において適切に支援を受けられるよう、相談窓口の周知や、関係機関のネットワーク構築等、市町村の支援体制の充実に向け取り組みます。</p>                                          | 健康医療部<br>福祉部   |

### (3) ライフステージに応じた男女の健康支援

#### 基本的な考え方

一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るためには、男女ともに子どもから高齢者まで、男女の性差に応じた健康について理解を深めるとともに、それぞれのライフステージやライフプランに適した健康づくりへの取組や健康支援を行うことが必要です。

#### 基本的方向性 4 (3) ① 生涯にわたる主体的な健康づくりに向けた取組

男性特有の病気は、50代以降に多くなる傾向にありますが、女性特有の病気は、20～50代などの働く世代に多いことなど、健康課題が男女で異なることを踏まえ、府は、若い世代から働く世代、高齢者まで、男女ともに、一人ひとりが生涯にわたって主体的な健康づくりに取り組み、健康な生活を長く送ることができるよう、府民の健康増進に向けて取り組んでいくことが必要です。

#### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                 | 担当・関連部局      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>ア 乳幼児期から学童・思春期における保健・医療・健康づくりの推進</b>                                                               |              |
| ➤ 妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療をはじめとする医療提供体制の体系的整備や各種助成を行うとともに、小児科医の医療機関情報などの情報を提供するほか、各種医療相談の充実に取り組みます。         | 健康医療部        |
| ➤ 市町村における妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健師等による保健指導・訪問指導や、疾病の予防・早期発見、障がいの受容についての支援、育児不安などへの相談指導のほか、児童虐待予防の取組の推進を図ります。 | 健康医療部        |
| ➤ がん予防に向け、生徒の発達段階に応じ、がんに対する正しい知識などを普及するがん教育の充実に取り組みます。                                                | 健康医療部<br>教育庁 |
| <b>イ 成人期・更年期・高齢期における健康づくりの推進</b>                                                                      |              |
| ➤ 地域保健の専門的・広域的拠点施設として、府保健所において各種健康、衛生教育等を実施するとともに、市町村設置の保健所及び保健センターと連携し、府民の健康の保持、増進に努めます。             | 健康医療部        |



|                                                                                                                                                       |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ➤ 生涯にわたって健康づくりに取り組み、健康な生活を長く送ることができるよう、府民の健康増進に向けて総合的・効果的な施策を進めます。                                                                                    | 健康医療部          |
| ➤ 府民がロコモ・フレイル予防に関する正しい知識を持ち、若い世代から食生活や運動等の生活習慣を整えるなど、生活機能の低下を防ぐ取組を推進するとともに、関係団体等と連携しながら、あらゆる機会を活用した啓発を行います。                                           | 健康医療部          |
| ➤ 「健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを行い、あわせてたばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発を図るなど、府民の健康で快適な生活の実現に努めます。                                        | 健康医療部          |
| ➤ 府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康づくりに関する情報提供や調査研究、相談を行います。また、保健所を中心とした地域における精神保健福祉活動の支援を行います。                                                               | 健康医療部          |
| ➤ 心身の健康の保持増進の観点から、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、啓発を行います。                                                                                               | 府民文化部<br>商工労働部 |
| ➤ 職場における健康管理を進めるため、労働安全衛生法の周知や職場のメンタルヘルスに関する啓発を行います。また、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材の養成を図るため研修を行います。                                                   | 商工労働部          |
| ➤ 大阪府及び大阪府教育庁では、職員が心身の健康を保持しながら活躍することができるよう、性差・年齢等に応じた様々な健康課題への理解を図る取組を行います。特に女性については、月経、出産等、個人差は大きいもののライフステージごとに特有の健康課題が存在することに留意して、研修等を通じ、理解を促進します。 | 総務部<br>教育庁     |
| ➤ 府民の健康寿命の延伸に向けて、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営の取組を推進します。                                                                                            | 健康医療部          |
| ➤ 社会経済情勢の変化に伴い、対人関係、過重労働、子育てや介護問題などを抱える労働者が増加しているため、女性相談に加え、男性のための電話相談窓口を設置し、健康の確保と仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現を推進します。                                     | 府民文化部          |
| ➤ HIV/エイズ、梅毒をはじめとする性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談・検査・医療体制を充実し、予防から治療までの総合的な対策を推進します。                                                                  | 健康医療部          |
| ➤ 日常生活や社会生活に支障を生じさせるアルコール健康障がいや薬物依存症、ギャンブル等依存症などについて、総合的に対策を推進します。                                                                                    | 健康医療部          |
| ➤ 自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、近年自殺者数が増加傾向にある若年層を中心に自殺予防に関する啓発活動を推進します。                                                                                    | 健康医療部          |

## 基本的方向性 4 (3) ② 女性の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支援

女性は妊娠・出産期や更年期、また乳がんや子宮がんをはじめとした特有の疾患など、年代によって心身の状況が大きく変化するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の観点からも女性の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支援が受けられるよう取組を進めていくことが求められます。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                           | 担当・関連部局 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <b>ア 妊娠・出産等に関する支援</b>                                                                                                           |         |
| ➤ 妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療をはじめとする医療提供体制の体系的整備を行うとともに、小児科医の医療機関情報などの情報を提供するほか、各種医療相談の充実に取り組めます。                                        | 健康医療部   |
| ➤ 市町村における妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健師等による保健指導・訪問指導や、疾病の予防・早期発見、障がいの受容についての支援、育児不安などへの相談指導のほか、児童虐待予防の取組の推進を図ります。(再掲)                       | 健康医療部   |
| ➤ 自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な意思決定や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。                  | 教育庁     |
| ➤ 生涯にわたり健康な状態であるための取組として、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えた健康管理を行うことができるよう、情報提供・相談体制の整備、意識啓発を行います。 | 健康医療部   |
| ➤ 妊婦健診未受診や予期しない妊娠を防止するため、女性のからだや性の悩みに対応する相談等を行い、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保します。また、予期せぬ妊娠等に悩む女性に必要な情報提供や、適切なサービスを紹介するなどの支援を行います。      | 健康医療部   |
| ➤ 安全で安心な妊娠・出産を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を図ります。                                                                                       | 健康医療部   |
| ➤ かかりつけ医をもたない未受診妊産婦等の休日・夜間等の救急搬送に対応する体制を確保します。                                                                                  | 健康医療部   |
| ➤ 妊産婦にかかる母性保護について、企業等の事業主に啓発を行います。                                                                                              | 商工労働部   |

|                                                                                   |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ➤ 妊娠中や産後うつなどの早期発見など、出産後の母子に対する適切な心身のケアを行います。                                      | 健康医療部 |
| ➤ 不妊・不育等に悩む人に対し、治療等に関する情報の提供や相談事業を実施するとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成します。                   | 健康医療部 |
| ➤ 女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る観点から、保健所・市町村保健センターの保健師等に対する研修を充実します。                     | 健康医療部 |
| <b>イ 女性特有の疾患に関する健康支援</b>                                                          |       |
| ➤ 子宮頸がん・乳がん検診や、骨粗しょう症など女性に多く見られる疾病を予防するため、検診の受診や疾病に関する正しい知識についての啓発を行います。          | 健康医療部 |
| ➤ 乳がんの早期発見のため、自己触診法の普及に努めるとともに、検診機関のマンモグラフィ設備に助成することや、検診従事者の養成を図るなど検診体制の整備を促進します。 | 健康医療部 |
| ➤ 更年期うつなど更年期障害の症状の改善を図るため、医療相談や医療情報の提供に努めます。                                      | 健康医療部 |

## 基本的方向性 4 (3) ③ 性に関する正しい知識の普及の推進

子どもたちが、多様化複雑化する性に関する課題に対応していくためには、自ら考え適切な意思決定と行動選択できる力を育成するとともに、自己や他者を認め尊重する態度を養うことが重要であることから、それぞれの発達段階に応じて、正しい知識の普及に取り組む必要があります。

### 具体的取組

| 具体的取組                                                                                                                                                                                 | 担当・関連部局 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な意思決定や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。(再掲)</li> </ul>                  | 教育庁     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生涯にわたり健康な状態であるための取組として、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えた健康管理を行うことができるよう、情報提供・相談体制の整備、意識啓発を行います。(再掲)</li> </ul> | 健康医療部   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 性行動の低年齢化に対応するため、思春期早期から、HIV/エイズを含む性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談・検査・医療体制を充実し、予防から治療までの総合的な対策を推進します。</li> </ul>                               | 健康医療部   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 性的マイノリティの子どもたちの存在にも配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進めます。(再掲)</li> </ul>                                    | 教育庁     |